

# 大田原市地域防災計画 (概要版)



大田原市

# 目 次

## 総 論

- 第1節 計画の目的等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1
- 第2節 防災関係機関等の責務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1

## 風水害対策編・震災対策編

- 第1章 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
- 第2章 予防
  - 1 地域防災の充実・連携強化・・・・・・・・・・・・・・・・ 2
  - 2 防災訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
  - 3 災害時要援護者対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 4
  - 4 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備・・・・・・・・ 4
  - 5 水防体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - 6 情報の収集・伝達体制・・・・・・・・・・・・・・・・ 5
  - 7 避難体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・ 6
  - 8 防災関係機関相互応援体制の整備・・・・・・・・ 7
- 第3章 応急対策
  - 1 活動体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - 2 避難対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 7
  - 3 医療救護活動・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
  - 4 食糧・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動・・・・・・・・ 8
  - 5 自発的支援の受入・・・・・・・・・・・・・・・・ 8
- 第4章 復旧・復興
  - 1 民生の安定化対策・・・・・・・・・・・・・・・・ 9

## 火災災害対策編

- 第1章 総則・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
- 第2章 予防
  - 1 市民等の防災活動の促進・・・・・・・・・・・・・・・・ 9
  - 2 迅速かつ円滑な応急対策への備え・・・・・・・・ 10
- 第3章 応急対策
  - 1 活動体制の確立・・・・・・・・・・・・・・・・ 10
  - 2 消火活動及び救助・救急活動・・・・・・・・ 10
- 第4章 復旧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 10

## 資 料

- 避難場所一覧・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 11

# 総論

## 第1節 計画の目的等

### 1 計画の目的

大田原市地域防災計画は、大田原市における災害に係る予防、応急及び復旧・復興対策に関し、市及び防災関係機関等が処理すべき事務又は業務の大綱を定め、災害対策を総合的かつ計画的に推進することにより、市土、市民の生命、身体、財産を災害から保護することを目的としています。

### 2 計画の性格

この計画は、災害対策基本法第42条の規定に基づき市長を会長とする大田原市防災会議が策定する計画であり、市及び防災関係機関等がとるべき各種災害に係る災害対策の基本的事項を定めています。

### 3 計画の構成

大田原市地域防災計画は、次の各編から構成されています。

総論
風水害対策編
第1章 総則
第2章 予防
第3章 応急対策
第4章 復旧・復興
震災対策編
第1章 総則
第2章 予防
第3章 応急対策
第4章 復旧・復興
火災災害対策編
第1章 総則
第2章 予防
第3章 応急対策
第4章 復旧
資料編

## 第2節 防災関係機関等の責務

### 1 市・消防機関

市は、地域における災害に直接的に対処する責任を負う地方公共団体として、市内の地域、住民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、県、他の市町村、防災関係機関等と連携しながら防災活動を実施します。

消防機関（消防本部、消防署、消防分署、消防団をいう。以下同じ。）は、市の責務が十分に果たすことができるよう協力します。

## 2 市民

市民は、自ら災害に備えるための手段を講ずるとともに、自発的な防災活動に参加する等地域防災に寄与するよう努めることとします。

# 風水害対策編・震災対策編

## 第1章 総則

市は、気象状況、地勢、河川の状況等の風水害対策面及び地質、断層の状況等の震災発生観点からみた本市の自然的条件及び市内の災害危険箇所を明らかにし、効果的な災害対策の実施に資するものとします。

### TOPICS 1

平成10年8月末豪雨<那須水害>

平成10年8月26日から31日にかけて、前線が日本付近に停滞し、そこに台風第4号からの暖かく湿った空気が南から流入し、前線の活動が活発となり記録的な大雨となりました。那須町では、総降水量が1,254mmに達し、大田原市でも578mmの降水量を記録しました。この豪雨災害により、死者22名、行方不明者2名、負傷者55名、住家の全・半壊及び一部破損506棟、床上浸水3,328棟、床下浸水11,518棟の被害が発生しました。

(単位: mm)

総雨量	那須	八方が原	黒磯	大田原	塩谷	今市	鹿沼	宇都宮
	1,254	931	689	578	567	552	398	268

## 第2章 予防

### 1 地域防災の充実・連携強化

#### (1) 自主防災組織

大規模な風水害等が発生した際の初動期には、情報等も混乱し、防災関係機関による適切な対応が困難となることから、地域住民が相互に助け合い、避難実施や救出救護に努めることが被害の軽減に大きな役割を果たします。各地域は、「自分達の地域は自分達で守る」との自覚のもと、住民の隣保協同の精神に基づく自発的な防災組織（自主防災組織）を作り、平常時から、地域を守るために各種手段を講じるとともに、災害発生時には、連帯して活動を行う必要があります。



## TOPICS 2

平成7年に発生した阪神・淡路大震災では、生き埋めになったり、建物などに閉じ込められた人で救出された人のうち、約98%は自力で這い出したり、家族や地域の人たちに救助されたというデータも残っています。

大田原市では、平成10年度より結成が進められており、平成18年度末現在8つの自治会で結成されています。

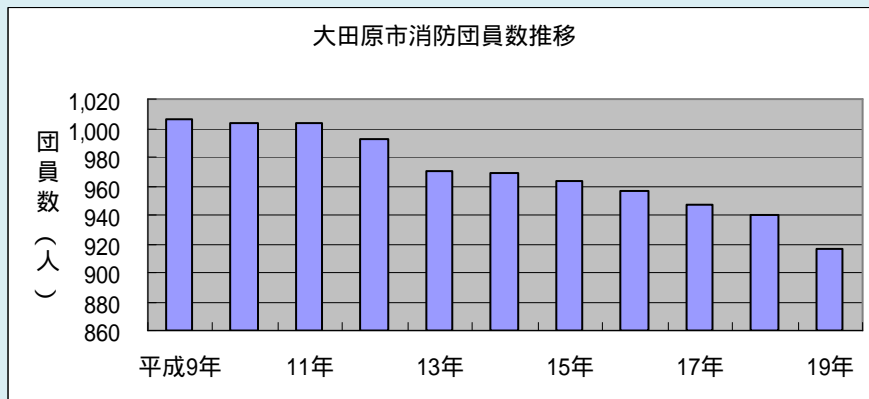
### (2) 消防団

消防団は、災害時には水防、救出・救助、避難誘導等を実施するとともに、平常時には地域に密着したきめ細かい予防活動、啓発活動等を実施するなど、地域防災の核として大きな役割を果たしています。

このため、市は、消防団の育成・強化と装備の充実を図るとともに、団員の加入促進等を行い、地域の防災力の向上、地域住民の安全確保を図ります。

## TOPICS 3

大田原市では、平成9年には1,006人いた消防団員も、平成19年には917人となっています。全国的に見ても団員数は年々減少しており、地域消防力の低下が懸念されています。



## 2 防災訓練の実施

市は、次のような訓練を実施し、災害時に的確な初動対応が可能となるよう体制を整備します。

### 総合防災訓練

防災関係機関や市民等が参加し、関係機関の連携強化及び市民の防災意識の高揚を目的とした訓練

### 防災図上訓練

主に、災害対策本部の本部員、事務局員等を対象に大規模災害を想定し図面上でシミュレーションを行う訓練

### 非常招集訓練

大規模災害が発生した場合に、市職員が市役所等に登庁するまでの手段及び所

要時間を確認するための訓練

通信訓練

市及び消防本部が、災害時の通信手段を確認するための訓練

水防訓練

市及び水防団（消防団）により水害に対応するための水防工法を習得する訓練



### 3 災害時要援護者対策

災害時要援護者（高齢者、障害者、乳幼児、外国人等）を災害から守るためには、地域の人々が相互に助けあう環境が整備されることが重要です。そのため、市は民生委員、自主防災組織のリーダー（または自治会長等）、民間ボランティア等と協力して、災害時要援護者と近隣住民とのコミュニケーションづくりを推進します。

また、市は災害時要援護者に対する安全確保を図るため、「災害時要援護者対応マニュアル」を作成し、自主防災組織（または自治会）等の地域レベルに応じたきめ細かい対策を行います。

### 4 物資、資機材等の備蓄、調達体制の整備

#### (1) 市の備蓄

市は、市の地震被害想定\*における物資供給対象者数7,200人分の食糧や生活必需品等を現物備蓄や卸業者等との協定締結による流通備蓄により確保します。

地震被害想定・・・大田原市直下型（M6.9）の地震を想定し被害状況を算出

市内現物備蓄の状況

平成19年3月31日現在

場 所	食 糧	毛 布
大田原中学校	1,500食	160枚
若草中学校	1,500食	160枚
大田原東地区公民館	3,000食	420枚
金田北地区公民館	2,700食	300枚
金田南地区公民館	1,500食	160枚
親園地区公民館	1,500食	160枚
野崎地区公民館	1,500食	160枚
佐久山地区公民館	1,500食	160枚
湯津上支所	1,000食	400枚
黒羽支所	1,500食	400枚
計	17,200食	2,480枚

#### (2) 市民の備蓄

災害発生から2～3日間は、平常時のルートによる供給や外部からの支援が困難

になる可能性があることから、市民は非常持出品の他、3日分相当の食糧、飲料水、生活必需品の備蓄を行うよう努めるものとします。



## 5 水防体制の整備

### (1) 浸水想定区域における対策

洪水予報河川について、国又は県により浸水想定区域が指定された場合、市は浸水想定区域毎に洪水ハザードマップを作成し住民に周知します。

#### TOPICS 4

市内の河川は、那珂川、箒川、蛇尾川が平成19年度から平成20年度にかけて県により浸水想定区域の指定が行われます。その後、市は洪水ハザードマップを作成することとなります。

浸水想定区域とは？

浸水想定区域とは、国又は県が洪水予報河川毎に、洪水防御に関する計画の基本となる降雨により当該河川がはん濫した場合に浸水が想定される区域を指します。

洪水ハザードマップとは？

洪水ハザードマップとは、市町村が国又は県により指定された浸水想定区域図を基に、浸水が予想される区域の住民の避難に必要な浸水情報、避難情報などの情報をわかりやすく図面などに表示したものをいいます。

## 6 情報の収集・伝達体制

### (1) 気象情報

市は、日頃から栃木県防災行政ネットワーク、防災気象情報提供システム（気象庁）等を通じて気象情報、警報等の情報収集に努めるとともに、災害に結びつくと思われる気象情報については、住民へ周知を行います。

#### 宇都宮地方気象台発表の風水害に関する気象注意報・警報（那須地域）

大雨注意報	1時間雨量が 40mm以上 3時間雨量が 60mm以上 24時間雨量が 80mm以上
洪水注意報	3時間雨量が100mm以上（山地120mm以上） 24時間雨量が120mm以上（山地150mm以上）
強風注意報	17m/s以上

大雨警報	1時間雨量が 90mm以上(山地100mm以上) 3時間雨量が120mm以上(山地150mm以上) 24時間雨量が200mm以上(山地250mm以上)
洪水警報	24時間雨量が200mm以上(山地300mm以上)
暴風警報	25m/s以上

## (2) 河川監視カメラ

市内には、主要河川7個所に河川監視カメラが設置されています。この映像は、各公共施設に設置されているモニターにより視聴できるほか、市ホームページ (<http://www.city.ohawara.tochigi.jp/>) でも確認できます。

### カメラ設置個所

No	河川名	設置場所
1	那珂川	清流荘付近
2	箒川	岩井橋付近
3	箒川	箒橋付近
4	蛇尾川	蛇尾橋付近
5	松葉川	上高橋付近
6	野上川	弾正橋付近
7	武茂川	高取橋付近

### モニター設置個所

No	施設名称	住所
1	大田原市役所	本町1-4-1
2	湯津上支所	湯津上5-1081
3	黒羽支所	黒羽田町848
4	両郷出張所	中野内778
5	須賀川出張所	須佐木53

## 7 避難体制の整備

市は、公園、グラウンド、公民館、学校、体育館等公共的施設等を対象に、市内129ヶ所の避難場所を指定しています。また、市民に対し平常時からの自分の地域の避難場所・避難経路の確認及び非常持出品等の準備について促進します。

### 非常持出品

- ・貴重品(保険証、預貯金通帳、印鑑、証明書)
- ・食糧品(水、応急食糧、高齢者や幼児用食品)
- ・応急医療品
- ・衣類(肌着、防寒着)
- ・その他(ラジオ、懐中電灯)



## 8 防災関係機関相互応援体制の整備

市は、市単独での対応能力を超える大規模災害の発生に備え、他の地方公共団体等関係機関との協力体制を平常時から確立しています。

### TOPICS 5

大田原市では、平成18年1月30日に東京都江東区と災害時相互応援協定を締結しています。これにより、食糧・飲料水等の生活必需品や医療・防疫器材等の提供、技能職員の派遣、被災者の受け入れ等を相互に行うこととなります。

## 第3章 応急対策

### 1 活動体制の確立

市は、災害の規模に応じた配備区分、配備基準を設定し災害対策活動体制を確立しています。これにより、市職員はそれぞれの招集基準に従い自主登庁または非常招集され、災害対策活動を行うこととなります。

配備体制	適用基準	本部設置
第1配備 (情報収集・準備)	1. 気象警報が発表されたとき 2. 震度4の地震が発生したとき 3. 小規模災害が発生したとき又は発生が予想される時 4. その他総務部長が必要と認めたとき	-
第2配備 (警戒)	1. 震度5(弱・強)の地震が発生したとき 2. 市内に大規模火災が発生したとき 3. 中規模災害が発生したとき又は発生が予想される時 4. その他総務部担当副市長が必要と認めたとき	災害警戒本部
第3配備 (災害対応)	1. 震度6弱以上の地震が発生したとき 2. 大規模な火災により多数の死傷者等が発生したとき 3. 市内に災害救助法が適用されたとき 4. 大規模災害が発生したとき又は発生が予想される時 5. その他市長が必要と認めたとき	災害対策本部



### 2 避難対策

#### (1) 避難の勧告、指示及び警戒区域の設定

避難の指示等には、避難のための立ち退きを勧め又は促す「勧告」、被害の危険が目前に切迫している場合等に発すべきもので、勧告よりも拘束力が強い「指示」があ

ります。また、勧告・指示は対人的に行うものですが、地域的に行う「警戒区域の設定」もあります。

区 分	実 施 者	措 置	実施の基準
避難勧告	市 長 災害対策基本法 第 60 条第 1 項・ 第 2 項	立ち退きの勧告、 立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するお それがある場合において、特に 必要と認められるとき
避難指示	市 長 災害対策基本法 第 60 条第 1 項・ 第 2 項	立ち退きの指示、 立ち退き先の指示	災害が発生し、又は発生するお それがある場合において、特に 必要と認められ、急を要する とき
警戒区域 の設定	市 長 災害対策基本法 第 63 条第 1 項	立ち入りの制限、禁 止、退去命令	災害が発生し、又はまさに発生 しようとしているとき、生命、 身体に対する危険防止のため特 に必要と認められるとき

## (2) 避難勧告等の周知・誘導

避難の勧告、指示等を実施したときは、市は、概ね次の方法により伝達を行います。

市防災行政無線による伝達

サイレン等による伝達

自治会、自主防災会、消防団等の組織を通じた戸別訪問  
及び電話等による伝達

広報車による伝達



## 3 医療救護活動

市は、災害の状況により那須郡市医師会に協力を求め医療救護班を編成し出動することとなっています。また、市のみでは対応が十分でない場合は、県、関係機関に協力を要請し対応することとなります。

## 4 食糧・飲料水・生活必需品等の調達・供給活動

市は、市内に分散備蓄している食糧及び市内外の小売業者との協定等により、食糧を調達します。なお、供給が間に合わない場合は県に食糧調達の要請を行います。

## 5 自発的支援の受入

### (1) ボランティアの受入・活動支援

市は、市社会福祉協議会及びボランティア団体等で組織する災害ボランティアセンターを設置するとともに、センターが円滑に運営できるよう、被害情報や活動に必要な拠点、資機材等の提供について支援します。

## (2) 義援物資の受入・配分

市及び県は、あらかじめ定めた義援物資の受付窓口において義援物資を受入れるとともに、義援物資に関する問い合わせ等に対応します。また、被災地のニーズと全国から寄せられる義援物資を的確に結び付け、円滑な救援活動を実施します。

## (3) 義援金の受入・配分

市は、義援金の受入及び公平な配分を行うため、大田原市被災者義援金配分委員会を設置します。

## 第4章 復旧・復興

### 1 民生の安定化対策

市は、被災者の自立に対する援助、助成措置について、必要に応じて県及び防災関係機関と連携し、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口を設置します。

## 火災災害対策編

## 第1章 総則

市は、市街地、準市街地等の状況、野外堆積物の状況、林野に関する状況等大規模火災・林野火災対策面から見た本市の環境を明らかにし、効果的な火災対策の実施に資するものとします。

### TOPICS 6

旧馬頭町・旧黒羽町林野火災（昭和52年3月15日～16日）

#### (1) 火災の概要

連日のように異常乾燥注意報が発令される中、旧黒羽町大字北滝地内で火災が発生し、日本海の低気圧から延びる寒冷前線が通過したことに伴う強風が吹き、たちまち火は旧馬頭町まで延焼し大きな林野火災となりました。

#### (2) 被害概要

住家被害 10棟（罹災世帯 8世帯 47名）

林野焼損面積 1,517ha

被害総額 3,508,953千円

## 第2章 予防

### 1 市民等の防災活動の促進

市は、市民等に対する普及啓発や予防査察の強化等による火災予防対策を推進するとともに、消防団、女性防火クラブ、自主防災組織等の育成・連携による地域防災力の強化により、火災が発生した場合の被害軽減に資するものとします。

## 2 迅速かつ円滑な応急対策への備え

市は、大規模火災・林野火災発生時に円滑な応急対策が実施できるよう、関係機関との情報伝達体制の整備、県消防防災ヘリと市・消防機関の連携などの相互連携強化対策を平常時から実施します。



## 第3章 応急対策

### 1 活動体制の確立

職員の配備区分、配備基準は、風水害対策編・震災対策編に準ずるものとし、大規模な火災の状況等に応じて体制を拡大又は縮小します。

### 2 消火活動及び救助・救急活動

消防本部は、市及び消防団等関係機関と連携の下、「消防計画」に基づき効果的な消防活動を実施します。

## 第4章 復旧

火災により被災した施設や林野の原状回復を図るため、市や関係機関は、速やかに復旧計画を策定し、早期回復に万全を期します。

避難場所一覧

	名 称	所 在 地		名 称	所 在 地
大田原地区	大田原体育館、武道館	本町 1-1-1	大田原地区	金田北地区公民館	市野沢 1988-1
	大田原小学校	城山 1-4-36		金田南地区公民館	南金丸 1870-5
	西原小学校	美原 3-2-8		親園小学校	親園 618
	紫塚小学校	紫塚 1-7-1		親園中学校	花園 1-87
	大田原中学校	美原 1-14-2		宇田川小学校	宇田川 829
	若草中学校	若草 2-1234		親園農村環境改善センター	親園 1973
	大田原高等学校	紫塚 3-2651		薄葉小学校	薄葉 2014
	大田原女子高等学校	元町 1-5-43		野崎中学校	薄葉 2250
	大田原東地区公民館	若草 1-1287-1		石上小学校	上石上 1528
	県立県北体育館	美原 3-2-62		野崎研修センター	下石上 1695-8
	勤労者総合福祉センター	浅香 3-3578-747		佐久山小学校	佐久山 2271
	勤労青少年ホ-ム	美原 1-1-4		佐久山中学校	佐久山 4427-107
	金田北中学校	市野沢 2067		福原小学校	福原 1132
	市野沢小学校	市野沢 2077		ふれあいの丘青少年研修センター	福原 1411-22
	羽田小学校	羽田 644		佐久山地区公民館	佐久山 2287-1
奥沢小学校	奥沢 175	美原公園	美原 1-15-25		
金丸小学校	南金丸 1640	消防庁舎裏城山公園	城山 2-16-1		
金田南中学校	南金丸 1870-4				
湯津上地区	佐良土小学校	佐良土 901-3	湯津上地区	西の根生活センター	湯津上 1320
	蛭田小学校	蛭田 1720		品川センター	蛭田 1981-23
	湯津上小学校	湯津上 1156		片府田生活センター	片府田 346
	さらど保育園	佐良土 937		侍塚生活センター	湯津上 5-793
	しながわ保育園	蛭田 1981-25		大野農村集落センター	湯津上 3694-3
	岩舟台幼稚園	湯津上 1163-1		蛭田下集落センター	蛭田 845
	湯津上中学校	湯津上 5-573		岩舟会館	湯津上 1044-1
	佐良土ほほえみセンター	佐良土 1396		二輪コミュニティセンター	佐良土 2168
	狭原公民館	狭原 137-1		銀内コミュニティセンター	佐良土 1321-1
	田島公民館	湯津上 2356-1		仲宿コミュニティセンター	佐良土 986-3
	入山公民館	湯津上 2050		古宿コミュニティセンター	佐良土 542
	蛭畑公民館	蛭畑 868-2		田宿コミュニティセンター	佐良土 768
	上蛭田公民館	蛭田 1160		佐良土西コミュニティセンター	佐良土 1207
	新宿公民館	新宿 587-1		中の原婦人ホ-ム	湯津上 3116
	中蛭田公民館	蛭田 427-7		湯津上農村環境改善センター	湯津上 5-776
石田生活センター	湯津上 456-2				

	名 称	所 在 地		名 称	所 在 地
黒羽地区	黒羽小学校	黒羽田町 525	黒羽地区	寒井小学校	寒井 244-35
	黒羽中学校	黒羽田町 222		寒井北部公民館	寒井 1643
	田町集会所	黒羽田町 639-2		両郷中央小学校	中野内 809
	前田集会所	前田 212		両郷中学校	中野内 580
	山村開発センター	前田 1014		中野内公民館	中野内 2123
	黒羽体育館	前田 1020		河原公民館	河原 356
	堀之内集会所	堀之内 87		両郷集会所	両郷 1421
	ピアートホール	堀之内 656-1		寺宿集会所	寺宿 170
	くろばね保育園	堀之内 641-1		木佐美集会所	木佐美 287
	北区農事集会所	北野上 310-3		大久保集会所	大久保 365
	南区集会所	北野上 1558		久野又集会所	久野又 249-2
	南区公民館	北野上 1743		交流促進センター若杉山荘	大輪 675-22
	八塩集会所	八塩 356-2		大輪集会所	大輪 250
	北滝公会堂	北滝 593		黒羽運動公園	大輪 1726
	片田小学校	片田 973		川田公民館	川田 143
	片田集会所	片田 572		黒羽農業構造改善センター	須佐木 53
	亀久公民館	亀久 822		須賀川小学校	須佐木 540
	矢倉地区活性化施設	矢倉 427		須佐木中組公民館	須佐木 750
	築地集会所	黒羽向町 761-3		須佐木下多目的集会施設	須佐木 930
	奥沢公民館	黒羽向町 1329		須賀川中学校	須佐木 28
	川西中学校	黒羽向町 1555		須佐木上組公民館	須佐木 94
	黒羽商工会	黒羽向町 112		雲岩寺公民館	雲岩寺 22
	黒羽・川西地区公民館	黒羽向町 418-4		露久保公民館	雲岩寺 440
	川西小学校	黒羽向町 618		川上健康増進センター	川上 184
	大豆田公民館	大豆田 413		川上会館	川上 241
	余瀬多目的集会所	余瀬 434		南方第1公民館	南方 332
	蜂巢小学校	蜂巢 295		南方第2公民館	南方 470
	蜂巢集落センター	蜂巢 127-1		旧須賀川小学校	須賀川 1740-1
	篠原公民館	蜂巢 730		須賀川上組会館	須賀川 3150
	桧木沢集落センター	桧木沢 804		須賀川集会所	須賀川 1846-1
寒井本郷集会所	寒井 838	須賀川下組会館	須賀川 931		
寒井南部公民館	寒井 245				





発行：大田原市総務課

平成20年3月

〒324-8641 栃木県大田原市本町1-4-1

TEL：0287-23-8702 FAX：0287-22-4485

<http://www.city.ohawara.tochigi.jp/>